

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（様式）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>第一号様式（第一条関係）（A4） 平成 年 建築基準適合判定資格者検定申込書  （略）</p>	<p>第一号様式（第一条関係）（A4） 平成 年 建築基準適合判定資格者検定申込書  （略）</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 147 906 309">（略）</td> <td data-bbox="667 309 906 741">（略）</td> <td data-bbox="667 741 906 1093"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 147 1002 309">（略）</td> <td data-bbox="906 309 1002 741">（略）</td> <td data-bbox="906 741 1002 1093"> <p>市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名</p> </td> </tr> </table> <p>（注意） （略）</p>	（略）	（略）	<p>（略）</p>	（略）	（略）	<p>市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 1093 906 1249">（略）</td> <td data-bbox="667 1249 906 1682">（略）</td> <td data-bbox="667 1682 906 2022"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1093 1002 1249">（略）</td> <td data-bbox="906 1249 1002 1682">（略）</td> <td data-bbox="906 1682 1002 2022"> <p>市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名</p> </td> </tr> </table> <p>（注意） （略）</p>	（略）	（略）	<p>（略）</p>	（略）	（略）	<p>市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名</p>
（略）	（略）	<p>（略）</p>											
（略）	（略）	<p>市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名</p>											
（略）	（略）	<p>（略）</p>											
（略）	（略）	<p>市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名</p>											
<p>第二号様式（<u>第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係</u>）（A4） 確認申請書（建築物）  （第一面）</p> <p>建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>	<p>第二号様式（<u>第一条の三、第二条、第三条関係</u>）（A4） 確認申請書（建築物）  （第一面）</p> <p>建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>												

せん。

建築主事又は指定確認検査機関 様

平成 年 月 日  
申請者氏名 印

設計者氏名 印

(第二面)

建築主等の概要

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

建築主事 様

平成 年 月 日  
申請者氏名 印

設計者氏名 印

(第二面)

建築主等の概要

【3・設計者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【4・建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

（代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

（その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【4・建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【二・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【5・工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【5・工事監理者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

---

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】  
【八'建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ'郵便番号】  
【ホ'所在地】  
【ハ'電話番号】  
【ト'工事と照合する設計図書】

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】  
【八'建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ'郵便番号】  
【ホ'所在地】  
【ハ'電話番号】  
【ト'工事と照合する設計図書】

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】  
【八'建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

---

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第四面)

建築物別概要

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による特例の適用の有無】

有 無

【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【5. その他の区域、地域、地区、街区】

【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第四面)

建築物別概要

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による特例の適用の有無】

有 無

【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第 号

- 【八．建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号の区分】 第 号
- 【二．建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

(注意)

- 1．各面共通関係  
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2．第一面関係  
申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。  
印のある欄は記入しないでください。
- 3．第二面関係  
～ (略)
- 3 欄、4 欄及び5 欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 4 欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録

- 【八．建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号の区分】 第 号
- 【二．建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

(注意)

- 1．各面共通関係  
印のある欄は記入しないでください。  
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2．第一面関係  
申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3．第二面関係  
～ (略)
- 設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 4 欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

<p>を受けている場合の当該登録番号を書いてください。</p> <p>(略)</p> <p>6欄は、<u>工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。</u></p> <p>— (略)</p> <p>4・第三面関係 ～ (略)</p> <p>5欄は、<u>建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。</u></p> <p>— (略)</p> <p>5・第四面関係 ～ (略)</p> <p>9欄の「ロ」は、<u>建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入して下さい。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>6・(略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">建築計画概要書 (第一面)</p> <p>建築主等の概要</p>	<p>(略)</p> <p>— (略)</p> <p>4・第三面関係 ～ (略)</p> <p>— (略)</p> <p>5・第四面関係 ～ (略)</p> <p>9欄の「ロ」は、<u>建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入して下さい。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>6・(略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">建築計画概要書 (第一面)</p> <p>建築主等の概要</p>
<p><b>【3・設計者】</b> (代表となる設計者)</p>	<p><b>【3・設計者】</b> <b>【イ・資格】</b> ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p>

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【4・建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【八・郵便番号】

【三・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【4・建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【八・郵便番号】

【三・所在地】

【ホ・電話番号】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【5・工事監理者】

【5・工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

【イ・資格】（ ）建築士（ ）登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合する設計図書】

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【5. その他の区域、地域、地区、街区】

【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

<p>(第 回) 平成 年 月 日 ( (第 回) 平成 年 月 日 ( ) )</p>	<p>(第 回) 平成 年 月 日 ( (第 回) 平成 年 月 日 ( ) )</p>
<p>第四号様式(現第五号様式を移行)は別紙参照</p>	<p>第四号様式(第一条の三、第二条関係)(A4)</p> <p>確認申請書(昇降機)</p> <p>(略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p>第四号様式(第一条の三、第二条関係)(昇降機以外の建築設備用)(A4)</p> <p>確認申請書(昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p>第四号様式(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係)(A4)</p> <p>計画変更確認申請書(建築物)</p> <p>(第一面)</p>
<p>建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実 に相違ありません。</p>	<p>建築基準法第6条第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実 に相違ありません。</p>

<p>建築主事又は指定確認検査機関</p>	<p>建築主事</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(別る。)</p>	<p>(略)</p> <p>第六号様式(第一条の三、第二条関係)(A4)</p> <p>計画変更申請書(昇降機)</p> <p>(略)</p>
<p>(別る。)</p>	<p>第六号様式(第一条の三、第二条関係)(昇降機以外の建築設備用)(A4)</p> <p>計画変更申請書(昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p>
<p>第五号様式(第二条、第二条の二、第三条関係)(A4)</p> <p>建築基準法第6条第1項の規定による 確認済証</p> <p>(略)</p> <p>1・～3・ (略)</p> <p>4・構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号</p> <p>5・構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日</p> <p>6・構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者</p> <p>(注意)(略)</p>	<p>第七号様式(第二条、第三条関係)(A4)</p> <p>建築基準法第6条第1項の規定による 確認済証</p> <p>(略)</p> <p>1・～3・ (略)</p> <p>(注意)(略)</p>

<p>第五号の二様式は別紙参照</p>	<p>(新設)</p>
<p>第六号様式(第二条、第二条の二、第三条関係)(A4)          建築基準法第6条第13項の規定による          適合しない旨の通知書          (略)</p>	<p>第八号様式(第二条、第三条関係)(A4)          建築基準法第6条第5項の規定による          適合しない旨の通知書          (略)</p>
<p>第七号様式(全部改正)は別紙参照</p>	<p>第九号様式(第二条、第三条関係)(A4)          建築基準法第6条第5項の規定による          期限内に確認できない旨の通知書</p> <p>第 _____ 号          平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>建築主、設置者又は建造主 _____ 様          建築主事 _____ 印</p> <p>1. 申請年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>2. 建築場所、設置場所又は築造場所 _____</p> <p>上記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項  <u>に規定する期限内に確認できないので、同条第5項の規定により通知し          ます。</u></p> <p>(理由) _____</p>

	<p>(備考)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第八号様式(昇降機用・建築設備用)は別紙参照</p> <p>第九号様式(昇降機用・建築設備用)は別紙参照</p> <p>第十号様式(第三条、第三条の三関係)(A4)</p> <p>確認申請書(工作物)</p> <p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関 様</p> <p>(第二面)</p>	<p>第十号様式(第三条関係)(A4)</p> <p>確認申請書(工作物)</p> <p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事 様</p> <p>(第二面)</p>
<p>【3・設計者】</p> <p>(代表となる設計者)</p> <p>【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p>	<p>【3・設計者】</p> <p>【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ・氏名】</p> <p>【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p>

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【9・特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(注意)

1・・2・ (略)

3・第二関係

～ (略)

3欄は、代表となる設計者及び申請に係る工作物に係る他のすべての設計者について記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

【9・指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(注意)

1・・2・ (略)

3・第二関係

～ (略)

設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して

4 欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。  
 ~ (略)

添えてください。

4 欄は、工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

~ (略)

第十一号様式(第三条、第三条の三関係)(A4)

確認申請書(工作物)

(第一面)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

第十一号様式(第三条関係)(A4)

確認申請書(工作物)

(第一面)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事

様

(第二面)

(第二面)

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【3・設計者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【5・敷地の位置】

【イ～ハ】 (略)

【ニ・その他の区域又は地区】

【9・特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(注意)

1・各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

【5・敷地の位置】

【イ～ハ】 (略)

【ニ・その他の区域、地区】

【9・指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(注意)

1・各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

<p>2・第一面関係</p> <p>申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3・第二面関係</p> <p>3欄は、代表となる設計者及び申請に係る工作物に係る他のすべての設計者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。</p> <p>4欄は、工事施工者が2以上のごときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。工事施工者が未定のごときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5欄の「ニ」は、都市再生特別地区の内外の別を記入してください。</p> <p>～ (略)</p> <p>第十二号様式(第三条、第十一条の四関係)(A4)</p> <p>建築計画概要書 (第一面)</p>	<p>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2・第一面関係</p> <p>申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>3・第二面関係</p> <p>設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のごときは、第二面は代表となる設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。</p> <p>4欄は、工事施工者が未定のごときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>(略)</p> <p>～ (略)</p> <p>第十二号様式(第三条、第十一条の四関係)(A4)</p> <p>建築計画概要書 (第一面)</p>
<p>【3・設計者】</p> <p>(代表となる設計者)</p> <p>【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p>	<p>【3・設計者】</p> <p>【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ・氏名】</p> <p>【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p>

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

<p>【三・郵便番号】  【ホ・所在地】  【ハ・電話番号】  【ト・作成した設計図書】</p>	
<p>【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  【ロ・氏名】  【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p>	
<p>【ニ・郵便番号】  【ホ・所在地】  【ハ・電話番号】  【ト・作成した設計図書】</p>	
<p>【五・敷地の位置】  【イ～ハ】 (略)  【ニ・その他の区域又は地区】</p>	<p>【五・敷地の位置】  【イ～ハ】 (略)  【__ニ・その他の区域、地区】</p>
<p>【九・特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  (第 回) 平成 年 月 日 ( )  (第 回) 平成 年 月 日 ( )</p>	<p>【九・指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  (第 回) 平成 年 月 日 ( )  (第 回) 平成 年 月 日 ( )</p>
<p>第十三号様式(第三条、第三条の三関係)(A4)  計画変更確認申請書(工作物)</p>	<p>第十三号様式(第三条関係)(A4)  計画変更確認申請書(工作物)</p>

<p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関 様</p>	<p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事 様</p>
<p>第十四号様式(第三条、第三条の三関係)(A4)</p> <p>計画変更確認申請書(工作物)</p> <p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関 様</p>	<p>第十四号様式(第三条関係)(A4)</p> <p>計画変更確認申請書(工作物)</p> <p>(第一面)</p> <p>建築基準法第88条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事 様</p>
<p>第十五号様式(第三条の四関係)(A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証</p> <p>(略)</p> <p>1・～3・(略)</p> <p>4・構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号</p>	<p>第十五号様式(第三条の三関係)(A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証</p> <p>(略)</p> <p>1・～3・(略)</p>

5：構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日

6：構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意) (略)	(注意) (略)
第十五号の二・三様式は別紙参照	(新設)
第十六号様式は別紙参照 (全部改正)	第十六号様式(第三条の四関係)(A4) 建築基準法第6条の2第3項の規定による 確認済証を交付した旨の報告書 (略)
第十七号様式(第三条の六関係)(A4) 建築基準法第6条の2第11項の規定による 適合しないと認める旨の通知書 (略)	第十七号様式(第三条の五関係)(A4) 建築基準法第6条の2第4項の規定による 適合しないと認める旨の通知書 (略)
第十八号様式(第三条の六関係)(A4) 建築基準法第6条の2第11項の規定による 適合しないと認める旨の通知書 (略)	第十八号様式(第三条の五関係)(A4) 建築基準法第6条の2第4項の規定による 適合しないと認める旨の通知書 (略)
第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係)(A4) 完了検査申請書	第十九号様式(第四条関係)(A4) 完了検査申請書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項(これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

(略)

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事

様

(略)

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

(その他の設計者)

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】

【八'建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三'郵便番号】

【ホ'所在地】

【ハ'電話番号】

【ト'作成した設計図書】

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】

【八'建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三'郵便番号】

【ホ'所在地】

【ハ'電話番号】

【ト'作成した設計図書】

【イ'資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ'氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【4・工事監理者】

（代表となる工事監理者）

【イ・資格】（ ）建築士（ ）登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

（その他の工事監理者）

【イ・資格】（ ）建築士（ ）登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【4・建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【八・郵便番号】

【二・所在地】

【ホ・電話番号】

---

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

---

【5・建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【5・工事監理者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

(第三面)

申請する工事の概要

【2・工事種別】

【イ・建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第  
号

【ロ・ハ・】 (略)

(注意)

1・・2・ (略)

3・ 第二面関係

～ (略)

3 欄、4 欄及び5 欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に  
関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に  
関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に  
必要な事項を記入して添えてください。

(第三面)

申請する工事の概要

【2・工事種別】

【イ・建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第  
号

【ロ・ハ・】 (略)

(注意)

1・・2・ (略)

3・ 第二面関係

～ (略)

― 5 欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

― 6 欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

― (略)

4 ・ 第三面関係 (略)

2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

。 (略)

5 ・ (略)

第二十号様式（第四条の二関係）（A4）

工事完了届

（第二面）

― 4 欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

― 設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

― (略)

4 ・ 第三面関係 (略)

2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

。 (略)

5 ・ (略)

第二十号様式（第四条の二関係）（A4）

工事完了届

（第二面）

建築主等の概要

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

【3・設計者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【4・工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

【4・工事監理者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【二・郵便番号】

号

【二・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ホ・所在地】  
【ハ・電話番号】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

(注意)

1・・2・ (略)

3・ 第二関係

～ (略)

3 欄及び 4 欄は、それぞれ代表となる設計者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者及び工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入してください。

5 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

— (略)

4・ (略)

(注意)

1・・2・ (略)

3・ 第二関係

～ (略)

設計者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ 2 以上のときは、第二面は代表となる設計者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、工事監理者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

— (略)

4・ (略)

<p>第二十号の二様式は別紙参照</p> <p>第二十三号の二様式は別紙参照</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第二十五号様式は別紙参照 (全部改正)</p>	<p><u>第二十五号様式(第四条の七関係)(A4)</u></p> <p><u>建築基準法第7条の2第6項の規定による</u> <u>完了検査結果報告書</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係)(A4)</u></p> <p>中間検査申請書</p> <p>(第一面)</p> <p>特定工程に係る工事を終えましたので、<u>建築基準法第7条の3第2項</u> <u>又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1</u> <u>項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、検査を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関</p> <p>(略)</p> <p>(第二面)</p>	<p><u>第二十六号様式(第四条の八関係)(A4)</u></p> <p>中間検査申請書</p> <p>(第一面)</p> <p>特定工程に係る工事を終えましたので、<u>建築基準法第7条の3第2項</u> <u>(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>の 規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項 は、事実と相違ありません。</p> <p>建築主事</p> <p>(略)</p> <p>(第二面)</p>

建築主、設置者又は築造主等の概要

【3・設計者】

(代表となる設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

建築主、設置者又は築造主等の概要

【3・設計者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【ハ・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ヘ・電話番号】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・作成した設計図書】

【4・工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
号

【ロ・氏名】

【4・建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【八・郵便番号】

【三・所在地】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【ホ・電話番号】

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

（その他の工事監理者）

【イ・資格】（ ）建築士（ ）登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】（ ）建築士（ ）登録第  
号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第  
号

【三・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

号

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【ト・工事と照合した設計図書】

【5・建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【八・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ハ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【5・工事監理者】

【イ・資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第

【ロ・氏名】

【八・建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

号

【ニ・郵便番号】

【ホ・所在地】

【ハ・電話番号】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

【イ・氏名】

【ロ・勤務先】

【ハ・郵便番号】

【ニ・所在地】

【ホ・電話番号】

【ヘ・登録番号】

【ト・意見を聴いた設計図書】

(第三面)

申請する工事の概要

(第三面)

申請する工事の概要

【2. 工事種別】

【1. 建築基準法第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号  
【0. . 八.】 (略)

【8. 特定工程】

【1. 特定工程】

【0. 特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【8. 検査対象床面積】

(注意)

1. . 2. (略)

3. 第二面関係

~ (略)

3 欄、4 欄及び5 欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

5 欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

6 欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者

【2. 工事種別】

【1. 建築基準法第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第 号  
【0. . 八.】 (略)

【8. 指定特定工程】

【1. 特定工程】

【0. 指定特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【8. 検査対象床面積】

(注意)

1. . 2. (略)

3. 第二面関係

~ (略)

4 欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事

<p>について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。</p> <p>— (略)</p> <p>4・第三面関係 (略)</p> <p>2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。</p> <p>。 (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>5・(略)</p>	<p>施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。</p> <p>— (略)</p> <p>4・第三面関係 (略)</p> <p>2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。</p> <p>。 (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>5・(略)</p>
<p>別記第二十七号様式は別紙参照</p>	<p>(全部改正)</p>
<p>別記第三十号の二様式は別紙参照</p>	<p>(新設)</p>
<p>別記第三十二号の様式は別紙参照 (全部改正)</p>	<p>第三十二号様式 (第四条の十四関係) (A4)</p> <p>建築基準法第7条の4第6項の規定による</p> <p>中間検査結果報告書</p> <p>(略)</p>

第三十七号様式（第六条の三、第十一条の四関係）（A4）  
建築基準法令による処分等の概要書

【1・建築確認】

【イ・確認済証交付者】

【ロ・確認済証番号】 第 号 【ハ・交付年月日】 平成

年 月 日

（計画変更の確認）

（略）

（構造計算適合性判定）

【イ・判定結果通知書交付者】

【ロ・判定結果通知書番号】 第 号 【ハ・交付年月日】

平成 年 月 日

第三十八号様式（第七条関係）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第11項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な

第三十七号様式（第六条の三、第十一条の四関係）（A4）  
建築基準法令による処分等の概要書

【1・建築確認】

【イ・確認済証交付者】

【ロ・確認済証番号】 第 号 【ハ・交付年月日】 平成

年 月 日

（計画変更の確認）

（略）

第三十八号様式（第七条関係）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員にあつては第6条第4項、第6条の2第4項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な

限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号様式（第七条関係）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査するとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行うもので、その関係条文

第三十九号様式（第七条関係）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査するとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行うもので、その関係条文

は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第 9 条の 2 (略)

第12条第 6 項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第 6 条第 4 項、第 6 条の 2 第 11 項、第 7 条第 4 項、第 7 条の 3 第 4 項、第 9 条第 1 項、第 10 項若しくは第 13 項、第 10 条第 1 項から第 3 項まで、前条第 1 項又は第 90 条の 2 第 1 項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第 9 条第 10 項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が前条第 6 項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第 9 条の 2 (第 90 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第 6 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第 9 条の 2 (略)

第12条第 6 項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員にあつては第 6 条第 4 項、第 6 条の 2 第 4 項、第 7 条第 4 項、第 7 条の 3 第 4 項、第 9 条第 1 項、第 10 項若しくは第 13 項、第 10 条第 1 項から第 3 項まで、前条第 1 項又は第 90 条の 2 第 1 項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第 9 条第 10 項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第 6 項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第 9 条の 2 (第 90 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第 6 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<p>第四十二号様式～第四十二号の二十三様式までは別紙参照</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四十二号の二十四様式は別紙参照</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四十三号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(建築物)</p> <p>(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>第四十三号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(建築物)</p> <p>(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【4. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係 ・ (略)</p> <p>4. 欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地</p>	<p>【4. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 印のある欄は記入しないでください。 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>3. 第二面関係 ・ (略)</p>

<p>域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、<u>地域、地区又は街区</u>を記入してください。</p> <p>— ~ — (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>— ~ — (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第四十四号様式(第十条の四関係)(A4)</p> <p>許可申請書(仮設建築物等)</p> <p>(第二面)</p>	<p>第四十四号様式(第十条の四関係)(A4)</p> <p>許可申請書(仮設建築物等)</p> <p>(第二面)</p>
<p>【4. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係</p> <p>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>~ (略)</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>. (略)</p> <p>4. 欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、<u>地域、地区又は街区</u>を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、<u>地域、地区又は街区</u>にわたる場合は、それぞれの区域、<u>地域、地区又は街区</u>を記入してください。</p>	<p>【4. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>~ (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>. (略)</p>

<p>— ～ — (略)</p>	<p>— ～ — (略)</p>
<p>第四十七号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(工作物)</p> <p>(第二面)</p>	<p>第四十七号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(工作物)</p> <p>(第二面)</p>
<p>【3. 敷地の位置】 【イ～ハ】 (略) 【ニ. その他の区域又は地区】</p>	<p>【3. 敷地の位置】 【イ～ハ】 (略) 【__ニ. その他の区域、地区】</p>
<p>(注意) 1. 各面共通関係 <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係 <u>申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することできます。</u> <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>3. 第二面関係 ～ (略) <u>3 欄の「ニ」は、都市再生特別地区の内外の別を記入してください。</u> <u>ハ。</u> ～ ～ (略)</p>	<p>(注意) 1. 各面共通関係 <u>印のある欄は記入しないでください。</u> <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係 <u>申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することできます。</u></p> <p>3. 第二面関係 ～ (略) ～ ～ (略)</p>
<p>第四十八号様式(第十条の四の二関係)(A4)</p>	<p>第四十八号様式(第十条の四の二関係)(A4)</p>

認定申請書

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

～ (略)

印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

・ (略)

4. 欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

～ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式(第十条の四の四関係)(A4)

指定申請書

認定申請書

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【4. その他の区域、地域、地区、街区】

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

～ (略)

3. 第二面関係

・ (略)

～ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式(第十条の四の四関係)(A4)

指定申請書

<p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【3. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(第三面)</p> <p>敷地別概要</p> <hr/> <p>【4. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <hr/> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係      ~ (略)</p> <p>___ 印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係      (略)</p> <p>___ 3欄は、特例容積率適用地区の内外の別を記入してください。</p> <p>___ ~ ___ (略)</p> <p>___ ~ ___ (略)</p> <p>4. 第三面関係      ~ (略)</p> <p>___ 4欄は、特例容積率適用地区の内外の別を記入してください。</p> <p>___ ~ ___ (略)</p>	<p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【3. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(第三面)</p> <p>敷地別概要</p> <hr/> <p>【4. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <hr/> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>___ 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係      ~ (略)</p> <p>___ 3. 第二面関係      (略)</p> <p>___ ~ ___ (略)</p> <p>___ ~ ___ (略)</p> <p>4. 第三面関係      ~ (略)</p> <p>___ 4. 第三面関係      ~ (略)</p> <p>___ ~ ___ (略)</p>
<p>第四十九号の四様式(第十条の四の四関係) (A4)</p>	<p>第四十九号の四様式(第十条の四の四関係) (A4)</p>

<p style="text-align: center;">指定計画書</p> <p style="text-align: center;">(第一面)</p> <p>【3. 敷地の位置】 【イ・ロ】 (略) 【ハ. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係</p> <p>__ ~ __ (略) __ 3 欄の「ハ」は、特別容積率適用地区の内外の別を記入してください。 __ さい。</p> <p>(略) 3. 第二面関係</p> <p>第四十九号の七様式(第十条の四の七関係) (A4) 指定取消申請書</p> <p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p> <p>【4. その他の区域、地域、地区又は街区】</p>	<p style="text-align: center;">指定計画書</p> <p style="text-align: center;">(第一面)</p> <p>【3. 敷地の位置】 【イ・ロ】 (略) 【__ハ. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係</p> <p>__ 印のある欄は記入しないでください。 __ ~ __ (略)</p> <p>(略) 3. 第二面関係</p> <p>第四十九号の七様式(第十条の四の七関係) (A4) 指定取消申請書</p> <p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p> <p>【__4. その他の区域、地域、地区、街区】</p>
---	--

<p>(注意)</p> <p>1・各面共通関係  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2・第一面関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>3・第二面関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>4欄は、<u>特例容積率適用地区の内外の別を記入してください。</u></p> <p>第五十一号様式(第十条の七関係)(A4)  <u>建築基準適合判定資格者登録申請書</u></p> <p>〔記入注意〕 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(注意)</p> <p>1・各面共通関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>2・第一面関係  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>3・第二面関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>第五十一号様式(第十条の七関係)(A4)  <u>建築基準適合判定資格者登録申請書</u></p> <p>〔記入注意〕 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>欠格事由</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>確認検査の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありませんか</u></p> <p><u>業務禁止処分を受けたときは</u> 年 月 日から  <u>その期間</u> 年 月 日まで</p>	<p>欠格事由</p> <p>1～5 (略)</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>	<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>
<p>第五十三号様式(第十条の十関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録事項変更申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第五十三号様式(第十条の十関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録事項変更申請書</p> <p>(略)</p>
<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>	<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>
<p>第五十四号様式(第十条の十一関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録証再交付申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第五十四号様式(第十条の十一関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録証再交付申請書</p> <p>(略)</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の職員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p> <p>(注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入すること。</p>
<p style="text-align: center;">第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4) 認定申請書 (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4) 認定申請書 (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>
<p>【5. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係</p>	<p>【5. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 印のある欄は記入しないでください。 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>3. 第二面関係</p>

<p>～ (略)</p> <p>5 欄は、建築物の敷地が存する 3 欄及び 4 欄に掲げる地域以外の  <u>区域、地域、地区又は街区</u>を記入してください。なお、建築物の敷  <u>地が 2 以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれ</u>  <u>の区域、地域、地区又は街区</u>を記入してください。</p> <p>～<sup>23</sup> (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>～ (略)</p> <p>～<sup>22</sup> (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）  許可申請書</p> <p>(第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p> <p>【5. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係  ～ (略)</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係  ～ (略)</p> <p>5 欄は、建築物の敷地が存する 3 欄及び 4 欄に掲げる地域以外の</p>	<p>第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）  許可申請書</p> <p>(第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p> <p>【5. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u>  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係  ～ (略)</p> <p>3. 第二面関係  ～ (略)</p>

<p><u>区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。</u></p> <p>—<sup>23</sup>— (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>—<sup>22</sup>— (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十四号様式(第十条の十八関係)(A4)</p> <p>認定計画書</p> <p>(第一面)</p> <p>【2. 対象区域の位置】</p> <p>【イ～ホ】 (略)</p> <p>【ハ. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>—<sup>23</sup>— (略)</p> <p>2欄の「ハ」は、建築物の敷地が存する2欄の「ハ」、「ニ」及び「ホ」に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。</p> <p>～ (略)</p>	<p>第六十四号様式(第十条の十八関係)(A4)</p> <p>認定計画書</p> <p>(第一面)</p> <p>【2. 対象区域の位置】</p> <p>【イ～ホ】 (略)</p> <p>【__ハ. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>— 印のある欄は記入しないでください。 —</p> <p>—<sup>22</sup>— (略)</p> <p>～ (略)</p>

<p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p>
<p>第六十四号の二様式（第十条の十八関係）（A4） 許可計画書</p> <p>(第一面)</p>	<p>第六十四号の二様式（第十条の十八関係）（A4） 許可計画書</p> <p>(第一面)</p>
<p>【2. 対象区域の位置】 【イ～ホ】 (略) 【ハ. その他の区域、地域、地区又は街区】</p>	<p>【2. 対象区域の位置】 【イ～ホ】 (略) 【__ハ. その他の区域、地域、地区、街区】</p>
<p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係</p> <p>__～__ (略) __ 2 欄の「ハ」は、建築物の敷地が存する 2 欄の「ハ」、<u>「ニ」及び「ホ」に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。</u>なお、建築物の敷地が 2 以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。</p> <p>～ (略) 3. (略)</p>	<p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係</p> <p>__ 印のある欄は記入しないでください。 __～__ (略)</p> <p>～ (略) 3. (略)</p>
<p>第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書</p>	<p>第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書</p>

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【6. その他の区域、地域、地区又は街区】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

～ (略)

印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

～ (略)

6欄は、建築物の敷地が存する4欄及び5欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

～<sup>21</sup> (略)

4. (略)

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係)(A4)

許可取消申請書

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【6. その他の区域、地域、地区、街区】

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

～ (略)

3. 第二面関係

～ (略)

～<sup>21</sup> (略)

4. (略)

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係)(A4)

許可取消申請書

<p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p style="text-align: center;">建築物及びその敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【6. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</u></p> <p>2. 第一面関係  <u>～ (略)</u></p> <p>3. 第二面関係  <u>～ (略)</u></p> <p>4. (略)</p>	<p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p style="text-align: center;">建築物及びその敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【6. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係  <u>印のある欄は記入しないでください。</u></p> <p>2. 第一面関係  <u>～ (略)</u></p> <p>3. 第二面関係  <u>～ (略)</u></p> <p>4. (略)</p>
<p>第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">全体計画認定申請書</p> <p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p>	<p>第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A4)</p> <p style="text-align: center;">全体計画認定申請書</p> <p style="text-align: center;">(第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p>

<p>【5. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>印のある欄は記入しないでください。</p> <p>3. 第二面関係 ～ (略)</p> <p>5. 欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。</p> <p>～ (略)</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>別記第六十八号の様式は別紙参照</p>	<p>【5. その他の区域、地域、地区、街区】</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 印のある欄は記入しないでください。 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。</p> <p>2. 第一面関係 ～ (略)</p> <p>3. 第二面関係 ～ (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>(全部改正)</p>
---	--